

【受領委任払いの場合の利用者負担額計算方法】

受領委任払い制度による福祉用具購入費の支給申請をされる場合は、以下に記載されていることに注意して利用者負担額を計算してください。

※被保険者の保険給付の制限状況や負担割合について、小牧市介護保険課へお問い合わせいただいても回答いたしかねますので、必ず被保険者またはケアマネジャーにご確認ください。

※領収金額が福祉用具購入費の給付残高と齟齬がある場合、正しい金額での領収書の提出があるまで支給申請を受け付けることはできませんのでご注意ください。（その場合、負担割合等は正しい金額を領収した領収日時点で判定することとなります。）

○利用者が受領委任払い制度を希望する場合は、購入金額に負担割合証に記載された負担割合（1割、2割又は3割）を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）を、利用者負担額として利用者から受領します。

例 福祉用具購入金額が 1,234 円の場合（利用者負担割合：1割）

$$\begin{aligned}\text{利用者負担額} &= 1,234 \text{ 円} \times 1/10 = 123.4 \text{ 円} \\ &\div 124 \text{ 円（1円未満の端数切り上げ）}\end{aligned}$$

○同時に複数の福祉用具を購入する場合は、個々の福祉用具ごとに利用者負担額を算出します。

例 福祉用具購入金額が1,001円と 2,002円の福祉用具を各1個ずつ購入した場合（利用者負担割合：1割）

$$\begin{aligned}\text{利用者負担額} &= 1,001 \text{ 円} \times 1/10 + 2,002 \text{ 円} \times 1/10 \\ &= 100.1 \text{ 円} + 200.2 \text{ 円} \\ &\div 101 \text{ 円} + 201 \text{ 円（1円未満の端数切り上げ）} \\ &= 302 \text{ 円}\end{aligned}$$

○福祉用具を購入することにより、同一年度内（４月～翌３月）に購入した福祉用具の合計購入金額が支給限度額（１０万円）を上回る場合は、支給限度額内の購入金額に負担割合証に記載された負担割合（１割、２割又は３割）を乗じた金額と、支給限度額を超える金額の合計を利用者負担額として支払います。

※支給限度額（１０万円）を超える金額は、福祉用具購入費の支給対象になりません。

例　すでに 95,555 円分の福祉用具を購入している利用者が、同一年度内に 10,000 円の福祉用具を購入した場合(利用者負担割合:1 割)

$$\begin{aligned} \text{(支給限度額内の購入費用)} &= 100,000 \text{ 円} - 95,555 \text{ 円} \\ &= 4,445 \text{ 円} \quad (\text{①}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(支給限度額を超える購入費用)} &= 10,000 \text{ 円} - 4,445 \text{ 円} \\ &= 5,555 \text{ 円} \quad (\text{②}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(利用者負担額)} &= 4,445 \text{ 円} \times 1/10 + 5,555 \text{ 円} \\ &\qquad\qquad\qquad (\text{①} \times 1/10 + \text{②}) \end{aligned}$$

$$= 444.5 \text{ 円} + 5,555 \text{ 円}$$

$$= 5,999.5 \text{ 円}$$

$$\div 6,000 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満の端数切り上げ})$$